

議案第3号

取手市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

人事院の勧告を踏まえ，介護休暇の分割請求及び介護時間の制度を整備するとともに，深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を法律上の親子関係に準ずる子にも拡大し，育児・介護と仕事との両立を支援するため，本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の<u>運営に支障がある</u>場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> | <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の<u>正常な運営を妨げる</u>場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> |

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するた

4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

めの措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第 11 条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第 15 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(介護時間)

第 15 条の 2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要

5 (略)

(休暇の種類)

第 11 条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第 15 条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 (略)

介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

(組合休暇)

第16条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、組合休暇について準用する。

(療養休暇等の承認)

第17条 療養休暇、特別休暇(市規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、市規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(組合休暇)

第16条 (略)

2 (略)

3 前条第3項の規定は、組合休暇について準用する。

(療養休暇等の承認)

第17条 療養休暇、特別休暇(市規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び組合休暇については、市規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正前の第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。